

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と、当社「生命保険事業におけるお客様本位の業務運営方針」の対応関係について（簡略版）

当社は経営理念、トーン・オブ・バリュー・オブ・サービスとしてお客様へのお約束の体現に向け、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき「生命保険事業におけるお客様本位の業務運営方針」を策定しました。これらの対応関係は以下のとおりです。

なお、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7及び補充原則（(注)を含む）の詳細は、金融庁指定のフォーマットで作成した以下リンク先の対応関係表をご確認ください。

※リンク先：[金融庁所定フォームで作成をした「対応関係表・詳細版」](#)

	1.「お客様へのお約束」の追求	2.お客様の最善の利益の追求	3.重要事項の分かりやすいご説明	4.特に配慮が必要なお客様へのご案内	5.社員一人ひとりによるお客様と社会への価値創造
原則2	○				
(注)	○				
原則3		○			
(注)		○			
原則4	非該当（生命保険の保険料以外に、お客様に手数料その他の費用をご負担いただく業務は行っていないため）				
原則5			○		
(注1)			○		
(注2)	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）				
(注3)			○		
(注4)			○		
(注5)			○		
原則6				○	
(注1)				○	
(注2)	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）				
(注3)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）				
(注4)	非該当（代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は、外貨建保険・変額保険の商品はないため）				
(注5)				○	
(注6)	非該当（代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は、外貨建保険・変額保険の商品はないため）				
(注7)	非該当（代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は、外貨建保険・変額保険の商品はないため）				

原則7					○
	(注)				○
補充原則1		非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
補充原則2		非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注1)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注2)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
補充原則3		非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注1)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注2)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注3)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
補充原則4		非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注1)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注2)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注3)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
補充原則5		非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注1)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
	(注2)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			